

促進協ニュース

発行：座間市基地返還促進等市民連絡協議会 発行日：平成 21 年 5 月 25 日 事務局：座間市秘書室渉外課 046-252-8307（直通）
http://www.city.zama.kanagawa.jp/

平成 21 年度 定期総会を開催

去る 4 月 27 日に平成 21 年度座間市基地返還促進等市民連絡協議会定期総会をサニープレイス座間で開催しました。総会では、キャンプ座間に関する協議会第 1 回幹事会についての報告の後、議事に入り、20 年度事業報告及び決算報告並びに 21 年度事業計画案及び予算案、役員を選任について協議がなされた結果、議事は全て承認されました。

協議の主な内容

Q. 「国と市との協議会において、忌憚のない議論をおこなう趣旨から議事録を作成しないとあるがどういふことか？」

A. 「防衛や外交に係る事項も議論していかねば負担軽減や市是の遂行に結びつかないと考える。胸襟を開き、忌憚の無い意見交換をするため、双方合意のもと議事録は作成しないこととした。」

Q. 「国は明確に座間市及び同市民に対し新たなる負担であると認識していることから、国との協議会において、国が積極的に市に対し軽減策等を提示する責任があると思うが、会長の考えは？」



平成 21 年 4 月 27 日 定期総会の様子

A. 「国との協議会は、国が間違いなく基地の強化を認めた上で、負担軽減策等を履行するため組織されたものであることから、そういう考えもあると思います。」

Q. 「促進協として国に求めるものは求めていくという姿勢で取り組む必要があるのではないか。」

A. 「市と国との協議会の進展に応じ今後は様々な課題が促進協に投げられる。そのキャッチボールの中で促進協の考えを承りながら国との協議に臨むことになると思う。」

Q. 「事業計画の中に、具体的項目を表現すべきではないか。」

A. 「今後の進展状況によって、具体的な協議内容を提案していくこととなります。」

【平成 21 年度事業計画】

- 1 座間市総合計画に基づく基地の整理・縮小・返還の促進及び負担の軽減策等に関する
ことについての協議
 - (1)基地の整理・縮小・返還の促進に関する
こと
 - (2)基地負担の軽減策等に関する
こと
 - (3)その他必要な事項に関する
こと
- 2 市民への周知について
 - ・促進協ニュースの発行
 - ・広報及びホームページへの掲載
- 3 基地視察
- 4 その他

前市長、県議会議員を顧問に迎える

星野勝司前市長と山本俊昭県議会議員に規約第 8 条 2 項に基づき顧問を依頼したところご快諾をいただきました。

【平成 21 年度予算】

歳入は、468,000 円の座間市補助金と預金利子、事業費は、消耗品費、通信運搬費などで、468,100 円と決定しました。

キャンプ座間に関する協議会 第1回幹事会報告

平成21年1月9日に第1回幹事会が南関東防衛局で開催されました。会議の概要は次のとおりです。

①第1回代表幹事会について

確認書(平成20年8月8日)及びキャンプ座間に関する協議会運営要領(平成20年9月5日)の確認を行った。

②今後の幹事会の進め方について

今後の幹事会においては、覚書(昭和46年6月25日)の履行状況について、国と市において、比較・検討することとなった。

議事録の作成については、忌憚のない議論を行うとの趣旨から、作成しないこととなった。

③第2回幹事会の開催について

第2回幹事会の開催日及び開催場所については、事務局を通じて別途調整することとなった。

【出席者】

①南関東防衛局

加野企画部長、瀬尾管理部長、
齊藤地方調整課長

②座間市

小俣副市長、柏木市議会副議長(促進協副会長)、大塚商工会長(促進協副会長)、鈴木企画財政部長

③神奈川県【オブザーバー】

古谷総務部長

第2回幹事会開催される

第2回幹事会が5月21日(木)に、南関東防衛局で開催されました。

内容等の詳細につきましては、次号にてお知らせいたします。

平成21年度の再編交付金額が決定

再編交付金は、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法(平成19年法律第67号)第6条に基づくもので、21年度に座間市に配分される交付金の額が4月15日に決定しました。

平成21年度再編交付金は、127,925,000円で、平成20年度再編交付金64,123,000円のほぼ倍額となっています。これは、再編の進捗状況の変化によるものです。

交付金の使途については、①市民文化会館大規模修繕、②市営プール施設改修に使われることが予定されていますが、その他の使途については、国との調整の中で、様々な角度から有効活用することを検討しています。

なお、平成20年度の再編交付金については、基金を創設し、平成21年度から「がん検診事業」に運用していきます。

基地の『返還』とは？

キャンプ座間の一部返還に関して、日米政府による最終合意によると、

- ・チャペル・ヒル住宅地区の一部(1.1ha)は、影響を受ける住宅をキャンプ座間内に移設した後に日本国政府に返還。
- ・チャペル・ヒル住宅地区における、あり得べき追加的な土地の返還に関する更なる協議は、適切に行われる。となっています。

上記の合意内容にあるように、基地の返還は、「米軍から日本国政府へ返還される」ため、市が返還地を利用しようとする場合、基本的に「国から時価相当額で買い取る」こととなります。

※1.1ha=11,000㎡

今までの返還土地買取価格

消防署前 市民体育館第2駐車場 S.59年度 1,795㎡	2億5000万円 (約13万9000円/㎡)
市民体育館用地 H.3年度 7,634㎡	14億6000万円 (約19万1000円/㎡)
大坂台公園(一部) H.3年度 5,403㎡	13億5000万円 (約24万9000円/㎡)